

建築士事務所登録 変更届提出書類一覧（紙での提出の場合）

令和7年4月1日以降摘要

提出書類	建築士事務所				開設者				管 理 建 築 士	所 属 建 築 士	備 考
	名称		所在地		法 人			個 人			
	法 人	個 人	法 人	個 人	名 称 (商号)	開 設 者 (代表者)	役 員 ・就任 ・退任 ・役名 ・姓名	氏 名 の 変 更 注 1			
建築士事務所登録事項変更届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変更届は、変更があった日から2週間以内に届出をしてください。（建築士法第23条の5第1項） ただし、所属建築士の変更の場合は3ヶ月以内に届出をしてください。（建築士法第23条の5第2項）
【別添1】 役員名簿	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	事務所登録してある役員の役名が変更になった場合にも変更届が必要です。 <例：代表取締役を退任して取締役となる場合> 役員名簿には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代理権を有する支配人、若しくはこれらに準ずる者（法人格のある種組合の理事等）を記入してください。 ※監査役、会計参与、監事及び取締役でない支店長等は 除きます 。 氏名、役名は登記事項証明書のとおりに入力してください。
【別添2】 所属建築士変更事項	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	所属建築士の氏名の変更や、建築士の級の変更の場合については見え消しにて記入してください。 (記入例をご覧ください)
略歴書(ロ)	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	最終学歴から現在までの職歴を新しいものから記入して下さい。
登録申請者の誓約書(ハ)	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	
定 款の写し	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	事業目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、事業目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 定款(写し)は、現行の定款と相違ない旨の証明、日付、法人名、代表者名の記載が必要です。(押印は不要)
商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	-	○	-	○	○	○	-	-	-	目的に「建築の設計及び工事監理」の記載があること。 新規登録時は、目的の中に「建築の設計及び工事監理」を入れてから申請してください。 登記事項証明書は原本(おおむね3ヶ月以内のもの)を提出ください。 ただし副本については写しでも可
事務所付近見取図	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	建築士事務所の所在する敷地が特定できる程度の縮尺で作成してください。
戸籍抄本	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
管理建築士講習修了証の写し									○	-	法定の(大臣登録の)管理建築士講習に限られます。 <注意> 知事指定研修や法定の所属建築士の定期講習ではありません。
建築士免許証(建築士免許証明書)の写し									○	※	※所属建築士の氏名が変更となる場合には提出してください。 ※旧姓登録する場合は旧姓表記がされているものを提出してください。
管理建築士の専任に関する誓約書									○	-	
建築士の定期講習修了証の写し									○	○	新たに所属建築士になった者のみ提出してください。 法定の(大臣登録の)建築士の定期講習に限られます。(有効期限内のもの)
提出部数	1部（変更届の受付の控を希望される場合は、変更届等の写しと送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。）										
提出方法	窓口持参または郵送 ※郵送の場合は配達記録が残るもの(レターパックなど)で郵送してください。										
<p>注1. 開設者の氏名変更は同一人に限ります。 開設者が別人に代わる場合は「建築士事務所廃業等届」を提出し、新規に「建築士事務所登録申請書」の手続きをしてください。</p>											